

運営規程

事業所名：グループホームゆたか

サービス種別：（介護予防）認知症対応型共同生活介護

（目的）

第1条 この規程は、有限会社高良が設置するグループホームゆたか（以下「事業所」という。）が行なう指定認知症対応型共同生活介護及び、指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、管理運営及び人員に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、介護従業者等が、要介護並びに要支援の状態にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

（管理運営方針）

第2条 事業所の管理運営については、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、心身の特性を踏まえ、個々の尊厳を守り、穏やかで心豊かな生活が出来るよう、生活の介護・援助、疾病、災害等緊急時の対応と、処遇に万全を期することを方針とする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームゆたか
- (2) 所在地 愛知県豊川市新豊町二丁目 130 番地

（利用定員）

第4条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

利用区分	利用期間	受入定員等
認知症対応型共同生活介護	期間制限無し	利用定員 2ユニット 18人
短期利用認知症対応型共同生活介護	30日以内	共同生活住居定員の範囲内。 1ユニット 1人以内。

（利用資格）

第5条 事業所に入居できる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1)東三河広域連合構成市町村内に住民票がある者
- (2)認知症として、要介護又は、要支援2に認定されている者

（利用料等）

第6条 利用料等は、次のとおりとする。介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。なお、事業が法定代理受領サービスである場合は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。但し、介護保険

被保険者証の給付制限欄に記載がある場合は、給付制限の開始時期から終了時期に限り、記載された割合の額とする。

- 2 第1項以外の利用料は、下表のとおりとする。なお、当該利用料の支払いを受けようとする場合には、利用者又は家族に、事前に書面による説明を行ない、支払い同意文書に署名、押印を受けるものとする。

区 分	内 容	備 考
家賃	月額 52,000 円	
食費・材料費	月額 45,000 円 (内訳、朝食 400 円、昼食 500 円、夕食 600 円)	
水道・光熱費	月額 16,000 円	
理容・美容費	実費	
オムツ代		
医療費		

- 3 利用者負担軽減は、下表のとおり定められた額を軽減する。但し、短期利用認知症対応型共同生活介護及び、緊急対応短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者を除く。

利用者負担軽減	日額 500 円を軽減
---------	-------------

(職員の職種・員数及び職務内容)

第7条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、(介護予防)認知症対応型共同生活介護の職員を兼務する。

(1)管理者 1名(管理上、支障がなければ他の職種に従事する場合がある)

管理者は指揮監督し、事業所の業務を統括するものとする。

(2)計画作成担当者 2名(各ユニット1名)

計画作成担当者は利用者の心身の状況、希望を踏まえて、援助目標や目標達成のための具体的なサービス計画を作成し、自らもサービス提供に当たるものとする。

(3)介護従事者

以下のとおりとする(1名以上は常勤とする。)

一 日中の時間帯はユニットごとに、常勤換算方法で3名以上配置する。

二 夜間及び深夜の時間帯はユニットごとに、常時1名以上配置する。

三 介護従業者は、日常生活全般にわたる介護を行う。

(4)看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

(利用手続き)

第8条 事業所への入居希望者は、入居申込書を提出しなければならない。

(1)事業所への入居希望者は、要介護及び要支援2の認定書類を提出しなければならない。

(2)事業所は、入居申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、利用申込者名簿に記入し、登録するものとする。

(利用希望者の面接調査)

第9条 利用希望者の調査は、本人及び身元保証人との面接により行なうものとする。

(利用の手続き)

第10条 利用を承認された者は、重要事項説明書及び、入居契約書の説明を受け、次の書類を管理者に提出しなければならない。

(1)入居契約書

(2)その他、管理者が、特に必要と認めた書類

(利用者台帳の整備)

第11条 利用者に対して、利用開始時の健康診断を行なうとともに、本人のこれまでの生活状況、家庭状況及び家族状況等を利用者台帳に記録し、入居後の健康管理、相談、助言等に備えるものとする。

(退去)

第12条 利用者は、退去しようとする1ヵ月前までに管理者に、退去届を提出しなければならない。

(死亡)

第13条 管理者は、利用者が死亡した時は、家族及び身元保証人に連絡するなど必要な措置をとるものとする。

(利用の取消し)

第14条 管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する時は、利用を取り消すことができる。

(1)不正、または、偽りの手段によって入居の承認を得たとき

(2)正当な理由なく、利用料を滞納したとき

(3)事業所での生活が著しく困難と認められたとき

(4)障害の進行により、事業所での生活に著しい支障が認められたとき

(5)前各号の他、事業所での生活が不適當と認められたとき

(基本原則)

第15条 職員は、利用者の処遇について、老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、利用者がその心身の状況に応じ、快適な日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

(食事)

第16条 利用者に対し、毎日、三食を給し、高齢者に適した食事を提供するものとする。但し、予め、食事をしない旨の届出があった場合は、提供しなくてもよいものとする。

(1)食品の調理加工及び保管は衛生的に行い、栄養のバランスに留意するものとする。

(2)食事の提供にあたっては、個人の身体的状況並びに、嗜好に配慮した給食を実施するものとする。

(入浴)

第 17 条 入浴日は、週 3 日以上とし、定められた時間帯に入浴できるよう準備を行なうものとする。

(1)シャワーは、必要に応じ、使用するものとする。

(相談・助言)

第 18 条 利用者に対し、健康、生活等各種の相談に応じ、助言を行なうものとする。

(生活援助)

第 19 条 利用者に対する日常生活の支援は、利用者の生活能力の維持、安定を目的に、原則、家事等は、介護従業者と共に行なうものとする。

(1)利用者が心身の故障又は、疾病等で、家事等動作ができない時は、介護従業者が援助する。

(保健、衛生)

第 20 条 管理者は、利用者の定期健康診断を、年 1 回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮することとする。

(1)利用者の健康保持については、特に、高齢者特有の疾病、事故の防止に努めるものとする。

(外出、外泊)

第 21 条 利用者の外出及び外泊は、自由とする。但し、利用者の健康状況若しくは、天候等の理由により、差し止めることができるものとする。

(1)利用者は、外出、外泊をしようとする時は、外出、外泊届に所要事項を記入し、管理者または、介護従業者に届出るものとする。但し、事業所の近隣への短時間の外出の場合を除く。

(来訪者)

第 22 条 来訪者は、その都度、来訪者名簿に記入し、届出るものとする。

(健康保持)

第 23 条 利用者は、事業所が行なう健康診断を正当な理由がない限り、拒否してはならない。

(環境整備)

第 24 条 事業所内は、常に清潔に整理整頓し、良好な環境と衛生の保持に努める。

(身上変更の届出)

第 25 条 入居者は、入居後の身上に関する重要な事項に変更が生じた場合、その旨を、すみやかに届出ることとする。

(居室内の工作及び模様替え)

第 26 条 利用者は、管理者の承認を得ずに、居室内の形状を変更するような工作を加えてはならない。

(損害賠償)

第 27 条 利用者が、故意又は過失により建物、設備及び備品等に損害を与えた場合は、利用者は保証人と連帯し、その損害を弁償し、又は、現状に回復しなければならない。

(非常災害対策)

第 28 条 管理者は、火災、地震、風水害等の非常災害に備え、消火、避難、救出等に関する計画を定め、定期的な訓練の実施等万全の対策を講ずるとともに、利用者が常に心掛けるよう指導しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第 29 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、介護従事者等に周知徹底を図る。
- (2)虐待の防止のための指針を整備する。
- (3)介護従事者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4)前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第 30 条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2)身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3)従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 31 条 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。

- (1)事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2)事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3)事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修

並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第 32 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第 33 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(地域社会との連携)

第 34 条 管理者並びに従業者は、事業所が常に、地域社会との連携を深め、事業所において利用者が、穏やかに尊厳を保ちつつ、生活が営めるよう配慮しなければならない。

(補足)

第 35 条 この規程に定めるものの他、必要な事項は、管理者が別に定めることができる。

附則

平成 15 年 11 月 1 日 新規制定（2 共同生活居住単位共通運営規程）

（中略）

平成 26 年 7 月 1 日 共同生活居住単位毎に新規制定

平成 27 年 7 月 1 日 報酬告示の改正に連動する一部改正（単位及び一部負担）

平成 30 年 5 月 1 日 職員配置、利用料の一部改正（規程全面改正）

平成 31 年 1 月 1 日 職員配置の一部改正

令和 2 年 6 月 1 日 職員配置の一部改正

令和 3 年 10 月 1 日 職員配置の一部改正

令和 5 年 6 月 1 日 職員配置の一部改正、虐待防止に関する事項の追加

令和 6 年 4 月 1 日 感染症の予防及びまん延の防止のための措置、職場におけるハラスメントの防止、業務継続計画の策定等の追加